

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 建設業法の一部改正

一 請負契約における書面の記載事項の追加

建設工事の請負契約における書面の記載事項に、価格等の変動又は変更に基づく請負代金の額の算定方法に関する定め等を追加するものとする。

(第十九条第一項関係)

二 建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結の禁止

建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること等の正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないものとする。

(第十九条の三第二項関係)

三 建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結の禁止

建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないものとする。

(第十九条の五第二項関係)

四 著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等

1 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（以下「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳等を記載した建設工事の見積書（以下「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めるものとし、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならないものとする。こと。（第二十条第一項及び第二項関係）

2 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならぬものとする。こと。

（第二十条第四項関係）

3 建設工事の注文者は、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような

変更を求めてはならないものとし、これに違反した発注者が当該求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約を締結した場合において、国土交通大臣等は、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは当該発注者に対して必要な勧告等を行うことができるものとする。

(第二十条第六項から第八項まで関係)

五 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等

- 1 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならぬものとする。

(第二十条の二第二項関係)

- 2 1の規定による通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができるものとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。

(第二十条の二第三項及び第四項関係)

六 労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めるものとする。

(第二十五条の二十七第二項関係)

七 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保

1 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関して当該特定建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

(第二十五条の二十八第一項及び第二項関係)

2 国土交通大臣は、1に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(第二十五条の二十八第三項関係)

八 監理技術者等の専任義務の緩和

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、当該監理技術者等の専任を要しないものとする。

（第二十六条第三項関係）

九 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例

建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、その営業所の営業所技術者等（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて一定の要件を満たす者をいう。）が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができるものとする。

（第二十六条の五関係）

十 建設工事の労務費に関する基準の作成等

中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができるも

のとする事。

(第三十四条第二項関係)

十一 国土交通大臣による調査等

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、五の規定による通知又は協議の状況、六に規定する措置の実施の状況等の事項につき必要な調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に對し、当該結果を報告するものとする事。

(第四十条の四関係)

十二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

一 公共工事の受注者の違反行為に関する事実の通知

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が第一の二、三又は四の1若しくは3に違反したと疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないものとする事。

(第十一条関係)

二 入札金額の内訳の提出

建設業者が公共工事の入札に係る申込みの際に提出する書類のうち、入札金額の内訳を記載した書類において材料費等を記載することを明確化するものとする事。

(第十二条関係)

三 工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合における各省各庁の長等の責務

各省各庁の長等は、公共工事について、その工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないものとする事。

(第十三条第二項関係)

四 情報通信技術を利用した公共工事における施工体制台帳の写しの提出義務の緩和

公共工事であつて、発注者から直接請け負った建設業者が当該公共工事に関する工事現場の施工体制等を記載した施工体制台帳を作成するべきものにおいて、発注者が当該施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認することができる場合には、当該建設業者において施工体制台帳の写しの提出を要しないものとする事。

(第十五条第二項関係)

五 情報通信技術を活用した公共工事の適正な施工の確保

1 公共工事の受注者である建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事

の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関して当該建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができるとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。 (第十六条関係)

2 各省各庁の長等は、1の措置が適確に講じられるよう、当該建設業者に対し、必要な助言、指導等の援助を行うよう努めるものとする。 (第十七条第二項関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二条から第四条まで関係)

三 この法律による改正後のそれぞれの法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第五条関係)